# 特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

| 評価書番号 | 評価書名 |
| --- | --- |
| 26 | 就学援助に関する事務　基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嘉麻市教育委員会は、就学援助に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

| 特記事項 | なし |
| --- | --- |

## 評価実施機関名

嘉麻市教育委員会

## 公表日

令和8年10月1日

［令和6年10月　様式2］

# Ⅰ　関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|---|---|
| ①事務の名称 | 就学援助に関する事務 |
| ②事務の概要 | 学校教育法に基づき、市立小・中・義務教育学校に在学する児童または生徒のうち、経済的理由によって就学困難な児童・生徒の保護者に対し必要な援助を与え、義務教育の円滑な実施を図るものとする。<br>就学援助を受けようとする者は、所得金額等証明書を必要に応じて添付の上、交付申請を行い、教育委員会は申請内容を審査し援助の決定を行う。<br>学校保健安全法に基づき、治療が必要と診断された就学援助対象児童生徒に対して、医療費の援助を行う。<br>具体的な手続きは、下記のとおりである。<br>①申請者情報の登録<br>②判定処理（世帯員所得情報、生保該当情報を連携し支給対象となるかの判定処理を行う） |
| ③システムの名称 | 就学援助システム、中間サーバー、団体内統合宛名 |

| 2. 特定個人情報ファイル名 |
|---|
| 就学援助申請者情報ファイル |

| 3. 個人番号の利用 | |
|---|---|
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及び別表40の項<br>番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第23条 |

| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | | |
|---|---|---|
| ①実施の有無 | [　　実施する　　] | ＜選択肢＞<br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠)<br>・番号法第19条第8号<br>・番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、161の項<br>(情報照会の根拠)<br>・番号法第19条第8号 | |

| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
|---|---|
| ①部署 | 嘉麻市教育委員会　学校教育課 |
| ②所属長の役職名 | 学校教育課長 |

| 6. 他の評価実施機関 |
|---|
| |

| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
|---|---|
| 請求先 | 総務課　総務係<br>住所：嘉麻市岩崎1180番地1<br>電話：0948-42-7414 |

| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |
|---|

| | |
|---|---|
| 連絡先 | 嘉麻市教育委員会　学校教育課<br>住所：嘉麻市岩崎1180番地1<br>電話：0948-62-5726 |
| **9. 規則第9条第2項の適用** | **[　　]適用した** |
| 適用した理由 | |

## Ⅱ　しきい値判断項目

| **1. 対象人数** | | | |
|---|---|---|---|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [　1,000人未満（任意実施）　] | ＜選択肢＞<br>1) 1,000人未満（任意実施）<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年9月1日 時点 | |
| **2. 取扱者数** | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [　　500人未満　　] | ＜選択肢＞<br>1) 500人以上　2) 500人未満 |
| | いつ時点の計数か | 令和8年9月1日 時点 | |
| **3. 重大事故** | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | | [　　発生なし　　] | ＜選択肢＞<br>1) 発生あり　2) 発生なし |

## Ⅲ　しきい値判断結果

| **しきい値判断結果** |
|---|
| **特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない** |

## Ⅳ　リスク対策

| **1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類** | |
|---|---|
| [　　基礎項目評価書　　] | ＜選択肢＞<br>1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

| | | |
|---|---|---|
| **2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）** | | |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **3. 特定個人情報の使用** | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託** | | **[ ○ ]委託しない** |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か | [　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）** | | **[ ○ ]提供・移転しない** |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か | [　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **6. 情報提供ネットワークシステムとの接続** | **[　]接続しない（入手）** | **[　]接続しない（提供）** |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| **7. 特定個人情報の保管・消去** | | |
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |

| 8. 人手を介在させる作業 | | [　]人手を介在させる作業はない |
|---|---|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 申請者からマイナンバーの提供を受け、記載されたナンバーの真正性確認を行っている。<br>申請者からマイナンバーの提供が得られない場合のみ、行政基本情報から照会を行っている。 | |

| 9. 監査 | | |
|---|---|---|
| 実施の有無 | [ ○ ] 自己点検　[　] 内部監査　[　] 外部監査 | |

| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | |
|---|---|---|
| 従業者に対する教育・啓発 | [　十分に行っている　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れて行っている<br>2) 十分に行っている<br>3) 十分に行っていない |

| 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 | | [　]全項目評価又は重点項目評価を実施する |
|---|---|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]<br><br>＜選択肢＞<br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | [　十分である　] | ＜選択肢＞<br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠 | 保管場所を決め、常に施錠している状態にしている | |

**変更箇所**

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|---|---|---|---|---|---|